

人吉市空き家バンク 活用促進事業

補助金募集要項

不要物の撤去・リフォーム支援のご案内

空き家の有効活用を通じて、移住定住を促進し
安全で安心な住まいづくりを応援します。

1. 補助対象者の要件

次の要件を全て満たす方が対象となります。

【1】 物件登録者(売主・貸主等)

- ・空き家バンクに物件を登録している所有者等であること。
- ・原則として、物件の売買・賃貸借契約を締結する前であること。
- ・【特例】 契約締結後であっても、契約書等に「物件登録者が不要物の撤去を行う」旨が明記されている場合は、契約から2年以内であれば対象となります。
- ・人吉市の市税等を滞納していないこと。

【2】 利用登録者(買主・借主等)

- ・空き家バンクに利用登録し、対象物件の契約を行い、自ら居住する者であること。
- ・契約を締結した日から2年を経過していないこと。
- ・補助金確定通知の翌日から5年以上、対象物件に定住する意思があること。
- ・売主・貸主と3親等以内の親族ではないこと。
- ・市区町村税を滞納していないこと。

■ 【共通の要件】

- ・同一物件について、国、県又は市が実施する他の補助制度を受けていないこと。
- ・過去に本補助金の交付決定を取り消されたことがないこと。
- ・補助金の交付は、空き家1戸につき1回限りとなります。

【重要】 申請前の着工・着手は対象外

交付決定通知を受ける前に工事や撤去に着手している場合は、補助金の交付対象とはなりません。必ず事前に申請を行ってください。

【申請可能期間】

- ・【1】 物件登録者
空き家バンク登録期間内(登録日から2年間)
- ・【2】 利用登録者
売買又は賃貸借契約の締結から2年以内

2. 補助対象事業の詳細

補助率は対象経費の2分の1です (1,000円未満切り捨て)。

【施工業者の条件】

撤去・改修ともに、人吉市内に本店・支店・営業所がある法人、または市内に住所がある個人事業者に依頼したものに限ります。

(1) 不要物の撤去(上限10万円)

区分	補助対象経費
不要物の撤去	<ul style="list-style-type: none">・ 残置された家財道具等の撤去、運搬、廃棄・ 屋外構築物等の撤去、運搬、廃棄・ 雑草・樹木の撤去や屋内外清掃にかかる経費・ その他利用のために必要な撤去等

【補助対象外となるもの】

- ・ 対象物件の「敷地外」にあるものの撤去等
- ・ 撤去した物品の売却等により得た収入 ※対象経費から売却収入額を控除します。

(2) 改修工事等(上限80万円)

※住宅の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、増築、改築等に係る工事を対象とします。

区分	補助対象経費
間取りの変更等	<ul style="list-style-type: none">・間取りの変更・部屋の増築・減築・階段の改修・造り付け収納家具の設置
耐久性能改修等	<ul style="list-style-type: none">・床、畳の張替え・表替え・壁、天井改修(クロス、タイルの張替え等)・建具、サッシ交換・屋根改修(雨漏り修繕含む)・外壁塗装・白蟻防除
省エネ改修	<ul style="list-style-type: none">・断熱材の設置・窓の断熱改修
防災、防犯対策	<ul style="list-style-type: none">・雨戸の設置・改修・火災報知器の設置・交換・インターホンの設置・交換
設備の改修等	<ul style="list-style-type: none">・水回り(台所、浴室、トイレ、洗面所等)の改修、排水設備・給湯設備の設置・交換(給湯器・ボイラ等)、ガス管・水道管設備・電気設備(引込工事、分電盤工事、コンセント増設等、配線、電気工事を必要とする照明機器の設置・交換)
上下水道工事	<ul style="list-style-type: none">・宅内配管工事
エクステリア	<ul style="list-style-type: none">・建物と一体となったテラス、ベランダの設置・改修
その他	<ul style="list-style-type: none">・上記以外の性能向上や、住環境整備として効果があると認められる改修等

【補助対象外の工事等】

※容易に取り外しが可能な機器や居住に直接結びつかない工事は対象外となります。

- ①外構工事(塀、門扉、庭、車庫、カーポート、倉庫、アプローチ等)
- ②庭木の剪定・伐採、除草等
- ③インターネット回線工事
- ④住宅構造の改修工事を伴わない備品等の購入及び設置工事(エアコン、テレビ、冷蔵庫等の電化製品、照明器具(固定されないもの)、テレビアンテナ、既製家具、カーテン等)
- ⑤新規のさく井工事、解体工事など
- ⑥太陽光発電システム設置工事
- ⑦市が別に補助を行う合併処理浄化槽設置及び、耐震改修に関する工事

3. 手続きの流れ

1

事前相談・見積もり依頼

窓口にて補助対象となるか確認後、市内の施工業者(2者以上)から見積書を取得してください。

2

交付申請(着手前)

必要書類を揃えて市へ提出してください。

3

交付決定の通知

市が書類を審査し、適当と認めた場合に「交付決定通知書」を送付します。

4

事業の契約・着手(決定通知後)

必ず市からの交付決定通知を受けた後に、業者と契約し、工事や撤去を開始してください。

※重要:当該年度内に完了する事業であること

本事業は、交付決定を受けた年度内に完了する必要があります。3月末までに実績報告ができるよう、余裕を持った計画を立ててください。

※内容の変更・中止が生じる場合

申請時の事業内容から変更(中止)が生じる場合は、一旦事業を中断し、市へ変更(中止)の申請を行ってください。

5

実績報告(完了後)

事業完了後30日以内又は**交付決定年度の3月末日**のいずれか早い日までに提出してください。

6

額の確定・請求

市による現地確認・審査後、確定通知書が届いたら請求書を提出してください。

4. 提出書類一覧

交付申請時	<ul style="list-style-type: none">・ 補助金交付申請書(様式第1号)・ 事業計画書(様式第2号)・ 施工前の状況がわかる写真・ 見積書(内訳明細書)の写し ※2者以上・ 自治体が発行する滞納がないことの証明書・ 誓約書兼同意書(様式第3号)※利用登録者のみ・ 実施する改修工事等の詳細がわかる書類(工事明細書、設計図等)の写し ※ 改修工事等のみ
変更・中止時	<ul style="list-style-type: none">・ 補助金変更(中止)承認申請書(様式第5号)・ 変更事業計画書(様式第2号を準用)・ 変更内容、箇所等が確認できる書類・ 補助対象事業に要する経費の変更見積書の写し
実績報告時	<ul style="list-style-type: none">・ 事業実績報告書(様式第6号)・ 施工後の状況がわかる写真・ 領収書の写し(内訳がわかる書類を含む)
請求時	<ul style="list-style-type: none">・ 補助金交付請求書(様式第8号)・ 補助金交付確定通知書の写し ※ 確定通知後に提出

5. 調査について

必要に応じ、交付要件の確認のため、住民票の登録状況や市税などの納付状況について関係部署に調査を行う場合があります。

6. 情報の公開について

補助金を受けて改修された空き家については、事業の周知や啓発活動の一環として、個人情報などを除き、市のホームページ等に掲載することがあります。

7. 返還規定について

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、返還を命じることがあります。

- ・偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ・事業を申請年度内に完了することができないとき
- ・確定通知の翌日から5年未満に、正当な理由なく対象物件を取り壊し、売却、又は退去したとき

8. お問い合わせ・書類提出先

人吉市役所 地域コミュニティ課 自治支援係

〒868-8601 熊本県人吉市西間下町7番地1

電話:0966-22-2111(内線1062)

受付時間:平日 8時30分～17時15分